

まちづくりニュース

令和3年5月

発行：大門・本町通りまちづくり委員会

1. 令和2年度大門・本町通りまちづくり委員会 「書面表決結果」について

令和2年度大門・本町通りまちづくり委員会第9回総会は、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の為「書面表決」による承認とさせていただきます。令和3年4月30日までに書面表決書をご提出いただきましたので、書面表決の結果についてご報告いたします。

令和3年4月16日

各位

大門・本町通りまちづくり委員会
委員長 菅野和博

令和2年度『大門・本町通りまちづくり委員会』
総会の開催（書面表決）について（通知）

日頃より、当委員会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、当委員会では例年この時期に総会を開催しておりますが、昨年と同様に新型コロナウイルス感染防止の観点から、由利本荘市建設部と協議した結果、通常の総会を中止し、書面表決とさせていただきます。

つきましては、別紙「総会資料一式」をご確認のうえ、本誌キリトリ線以下の書面表決書にご署名及び各議案への賛成、反対に○印をご記入いただき、令和3年4月30日まで、書面表決書を【民芸さいとう】さんまでご提出ください。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。結果につきましては「まちづくりニュース」にてご報告させていただきます。何とぞご理解のほど、よろしくお願いたします。

なお、令和3年4月10日に開催しました役員会において、各議案については審議済みであることを申し添えます。

問い合わせ先委員長 菅野和博 TEL0184-24-3100

キリトリ線

書面表決書 令和 年 月 日

ご住所
ご氏名 印

私は、大門・本町通りまちづくり委員会令和2年度第9回総会における下記議案について、次のとおり表決します。

議案番号	議案	賛成	反対
第1号議案	令和2年度 事業報告の件		
第2号議案	令和2年度 決算報告の件		
第3号議案	令和3年度 事業計画案の件		
第4号議案	令和3年度 予算案の件		

【意見】（※ご意見がありましたらお書きください。）

(注) 1. 各議案について、「賛成」・「反対」いずれかに○印で表示してください。
2. 各議案につき「賛成」・「反対」の○印の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとみなし、両方に○印の表示ある場合、その議案について無効とみなします。

1. 書面表決書提出者について

会員数31名 表決書提出者18名 未提出13名

2. 議案について

第1号議案 令和元年度 事業報告の件

賛成 18名 反対 0名

第2号議案 令和元年度 決算報告の件

賛成 18名 反対 0名

第3号議案 令和2年度 事業計画案の件

賛成 18名 反対 0名

第4号議案 令和2年度 予算案の件

賛成 18名 反対 0名

3. 結果について

第1号議案から第4号議案について、過半数の賛成をもって承認されました。

4. 事務局より

今年度も「書面表決」にご協力いただきありがとうございました。今年度の決算書は、ご寄付で積立てとなっていた金額を本会計より切り離して別途積立金とさせていただきます。それにより市からの補助金も減少しております。以上が昨年度との大きく変更があった点です。

地区計画の看板についても、「0.5㎡以下の小さい看板」について新たな見解を示させていただきました。裏面に記載しましたのでご確認ください。

大門・本町通りまちづくり委員会より

今年度もまちづくり委員会の会費として年5,000円のご協力をお願いしております。別紙にご案内しておりますがご持参いただける方は本町通り商店会の民芸さいとう様をお願い致します。また、口座にお振込みいただくかご連絡いただければお伺いいたします。宜しくお願い致します。

最近、事業行程も進んでおり一部歩道では通行が可能となっておりますが、まだ電柱などが歩道に残っており危険な場所もございますのご注意ください。宜しくお願いいたします。

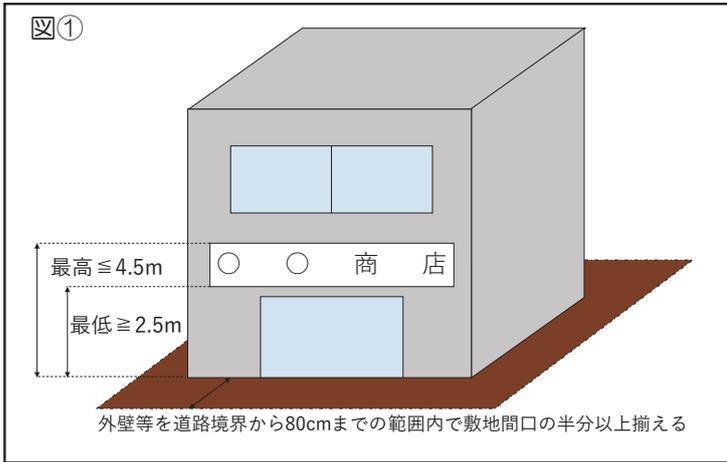
アドレス <http://daimon-honcho.com/> 大門・本町通りまちづくり委員会で検索

地区計画・まちづくり協定は 由利本荘市 建設部都市計画課 TEL0184-24-6332

事業の進捗状況などは 由利地域振興局 建設部企画建設課 河川道路建設班 TEL0184-25-4545

補償などについては 由利地域振興局 建設部用地課 用地・管理班 TEL0184-22-5437

2. 地区計画における看板・サインについて (0.5㎡以下の看板)

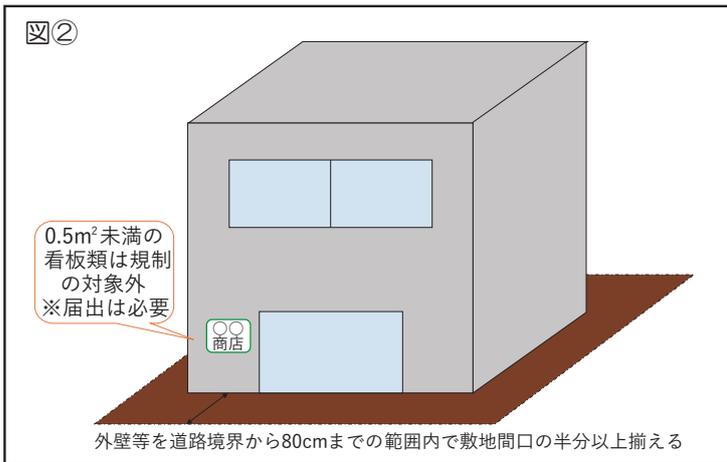


地区計画における看板の定義については、図①で示しているように高さ2.5mから4.5mの間で設置しなければいけません。大きい看板であればいいのですが小さい看板だと基準の高さでは不釣り合いな感じになってしまいます。そこで0.5㎡以下の看板に対しては、新しい基準を設け対応していきます。

0.5㎡以下の看板の定義は、「都市計画道路停車場栄町線に面する建築物の壁面に設置する0.5㎡以下の看板は色、設置位置などに基準を設けず大きさは0.5㎡以下とする。大きさ等の確認のため届出が必要となります。」

0.5㎡以下の看板・サインの設置申請をし承認を得られると図②の緑で示した位置などに設置することが可能です。この規定は、「大門・本町通りまちづくり協定」の看板・サインの新たな規定となります。

ご不明な点は、由利本荘市都市計画課にお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。



ご注意ください

店舗の壁面につける看板や単独看板の申請をせずに設置する店舗があります。基準に満たない場合は再施工することがありますので、必ず申請を先にするようお願いいたします。

3. 停車場栄町線（裏尾崎町）工程表 (R1～R5)

令和3年度以降の工程は、降雪などの影響もあり予定より少し遅れています。今後の予定は下記工程表のように変更となります。

工区	項目	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			(令和6年度)										
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
西工区	【文化財保護室】埋蔵文化財調査																										
	【市工事】支障物件移設(下水・水道・ガス)																										
	【県工事】電線共同溝工																										
	【東北電力・NTT工事】委託工事(引込管・連系管路)																										
	【電力・NTT・インテリジェント通信・CATV】補償工事(連系設備)																										
	【県工事】舗装工																										
東工区	【文化財保護室】埋蔵文化財調査																										
	【市工事】支障物件移設(下水・水道・ガス)																										
	【県工事】電線共同溝工																										
	【東北電力・NTT工事】委託工事(引込管・連系管路)																										
	【電力・NTT・インテリジェント通信・CATV】補償工事(連系設備)																										
	【県工事】舗装工																										
各企業の通線・電力供給切替及び通信接続・切替後電柱抜柱																											

●補足及び注意

- ・用地買収の進捗によっては、一部工程が変更となる場合があります。
- ・予算配当によっては、工程が前後する場合があります。
- ・東工区について、埋蔵文化財の試掘調査及び本調査の結果により、その後の工程や着手箇所が変わることがあります。
- ・引込管工事とは、各家屋へ電線を引き込むための管敷設工事です。連系管路工事及び連系設備工事は、当無電柱化路線から電柱がある路線への管路敷設及び電柱立ち上げ工事です。